

⑰ 一時保護所の体制、対応について

【調査結果のポイント】

- 一時保護所の勤務体制として見受けられたのは、夜間、休日の職員体制について、施設規模の違いはあるが、職員とアルバイトや非常勤職員と一緒に宿直体制を敷いている一時保護所が多い中、アルバイト又は非常勤職員のみといった一時保護所も中には見受けられた。
- 非行児童が入所した場合の対応については、個室化が図られていない一時保護所が多いものの、極力、部屋割りについて配慮し、他児童と同室にならないよう、また職員を手厚くする等の対応策を図っている一時保護所が見受けられた。
- 行動自由の制限については、基本的に入所児童の行動制限はしていないものの、一時保護所の出入り口に施錠をするといった程度の制限を行っている一時保護所もあった。
- 学習保障に対する対応としては、カリキュラム等を組んで、午前中2時間程度、一時保護所の職員が学習指導を行っている一時保護所が見受けられた。また、教員OBを指導員として配置することにより、学習保障の強化に努めている例もあった。
- 一時保護所の保護期間の長期化の要因については、受入施設に空きがないというのが一番多く、また、入所について保護者との調整（同意を得るまで）に時間がかかるといった要因も目立った。

【自治体からの主な具体的な回答内容（ヒアリングによる聞き取りの内容を含む）】

- 一時保護所の児童指導員、保育士の勤務体制について
 - ・一保所長も月1回は宿直。夜間（宿直）専門の非常勤を7名（1日1人）配置（大阪市）
 - ・2名体制以上で必ず男女の職員がいるように配置（愛知県）
 - ・宿直者が男性の場合、アルバイトの宿直は1人、女性の場合2人つけている（茨城県）

- ・男女別の体制を敷いているので、それぞれを同性職員が担当している（沖縄県）
- ・常勤の夜勤に男女各1人。夜勤には非常勤（学生）も男女各1人で対応（仙台市）

など

● 一時保護所に非行児童が入所した場合の対応はどのようにしていますか

- ・部屋割りについて配慮し、養護児童とは同室にしない。トラブル防止のため職員が児童の中に入って指導している（青森県）
- ・落ち着くまでは人的体制を強化している（岩手県）
- ・担当児童福祉司及び心理判定員の面接を通常より増やす（奈良県）
- ・時に他児童と離し、個別指導を行う（鳥取県）
- ・一保常勤職員が時間外勤務したり、心理判定員が個別カウンセリングを行うなど、所内全体で体制強化（島根県）
- ・事前に、児童福祉司がオリエンテーションを実施、入所時は保護課職員が一保の生活について説明。他児への影響が懸念される児童は、児童福祉司等が個別に対応（岡山県）
- ・状況を見ながら指導員の加配、常勤職員の応援等で対応。改善が図られない場合は、担当児童福祉司に協議し、早期の処遇決定を依頼（山口県）
- ・相談種別、年齢、性別に配慮し、可能な限り居室（寝室）を別にする（富山県）
- ・無断外出するおそれが強い場合には、あらかじめ警察と連携して、必要な協力を求められるようにする（富山県）
- ・静養室を一人部屋として利用させる。日課は他児童と同じ（山梨県）
- ・触法少年が入所した場合、他児に事件の情報が入らないように注意する（長野県）
- ・影響が大きい場合には、早期に他の適当な生活の場を検討する（長野県）
- ・入所してすぐには集団処遇は実施せず、児童の状態をみながら集団処遇に移行していく。時に長期個別処遇になることもあり（大阪市）
- ・担当ケースワーカーに付添を要請（熊本県）
- ・無理に日課に従わせない、できるだけ個別対応する等の配慮をしている（宮崎県）
- ・同じグループ、同じ中学校等の児童を複数で保護しないなど調整し、児

童が精神的に安定できる生活環境を作っている（鹿児島県）

- ・何のために入所したのか、今までの自身を振り返ることを根気よく話し指導している（さいたま市）
- ・少年非行に従事していた警察OB（市嘱託員）等の職員にできる限り関わってもらっている（北九州市）

など

● 入所児童の行動自由の制限を行う場合にはどのように対応していますか

- ・制限事例はなし。無断外出の頻繁な児童とは職員とのコミュニケーションを密にしている（青森県）
- ・制限なし。指導に乗らない児童は、保護者への引き取りを検討（岩手県）
- ・制限は不可能。無断外出が懸念される場合等は、戸締まりを厳重に行う等対応しているが限度有り（奈良県）
- ・無断外出した場合、反省文又は口頭指導（和歌山）
- ・無断外出、強引な引き取り要求が予測される場合、玄関を施錠する（岡山県）
- ・行動の自由の制限を行う必要がある児童の一時保護は行っていない（富山県）
- ・行動制限が必要な児童は、基本的には家裁送致すべきと考えている（石川県）
- ・過去に、観護措置まで数日要した際には、児童福祉司が戸外で見張りをしていたこともある（神奈川県）
- ・施設全体を施錠し、行動自由を制限するとともに、児童にも口頭で説明する（新潟県）
- ・外部からの刺激遮断のため、入所時に携帯は預かる（新潟県）
- ・無断外出などの規律を破った場合、児童の情緒を安定させる目的で個室で処遇。施錠可能な静養室を活用して対応することが可能だが、実際の使用はなし（名古屋市）
- ・保護者の強引な引き取りへの対応の観点から24時間施錠している。児童の状況等により、所外活動の制限を行っている。制限中は個別の課題（工作等）を与え指導（京都市）
- ・日記指導、作文指導を多く取り入れ反省を促している（大阪市）
- ・居室に感知センサーが設置されており、無外については把握できる（滋

賀県)

- ・男女別処遇をしているので、行き来が出来ないよう、通路となるドアを施錠している（兵庫県）
- ・日課を実施する場所以外には、移動できないようにしてある（兵庫県）
- ・職員の目の行き届かない出入り口や窓は施錠（行動範囲の制限）（茨城県）
- ・常に職員が付き添うなど、単独行動はさせない（茨城県）
- ・当日もしくは1～2日、児童が落ち着くように個別にて職員対応としている（千葉県）
- ・個室において児童福祉司等に関わってもらい、落ち着かせ反省させる（北九州市）
- ・別処遇の理由を話し、期間等納得の上で実施。居室で個別処遇、なるべく職員の目の届く所で過ごさせる。評価をきちんとし、次の目標設定につなげる（広島県）

など

● 入所児童の学習保障としてどのような対応を行っていますか

- ・平日の午前10時～11時30分までとし、国語算数が中心（北海道）
- ・平成14年度から児童養護施設学習指導強化事業（雇用対策）により、学習指導を行う教育資格者が派遣されている（青森県）
- ・職員が時間割を決めて学習させている。高校生の場合は通学も配慮（岩手県）
- ・一時保護所職員が平日午前中と木曜午後指導している。中学生の試験を保護所で受験させている（奈良県）
- ・教員免許を有する者が、学習ドリルを活用し、平日の午前中学習（鳥取県）
- ・通学が可能な児童については、学校と連携の上、一保より通学もある（新潟県、岡山県）
- ・退職した元教師を嘱託として雇用している（石川県）
- ・一保判定課職員が補助しながら、平日午前中（1時間半）と午後（1時間）実施している（福井県）
- ・日課で一日一時間。更に高校受験生等は自主的に19時から23時頃までやっている（山梨県）
- ・平日は学習・創作活動を中心とした日課をくみ、学習指導に当たってい

る（岐阜県）

- ・児童数や相談種別、能力等を考慮し、場合によってはグループ分けをして別室で学習させている（岐阜県）
- ・16年度より教員経験のある学習指導員（非常勤）を配置。隣接の県立養護学校を借用し午前中2時間実施。午後は従前とおりの保護所職員が図工、作業、運動等を実施（静岡県）
- ・受験生等に対してはボランティアの活用により個別対応を実施（東京都）
- ・平成16年度より、教員経験者を再雇用職員として1名配置（東京都）
- ・児童の在籍校に可能な限りドリル等を提供してもらい、面会の際には学習指導も併せて依頼している。指導にはボランティア（大学生）も活用している（新潟県）
- ・高校は欠席扱いとなってしまうために、通学可能なシェルターを利用している（名古屋市）
- ・平成14年度より公立学校教員を保護諸職員として配置、カリキュラムを作成し指導にあっている。（午前中2時間は短い）（宮城県）
- ・プログラムにより、学習指導員（退職教員）が午前中、学習指導を行っている（山形県）
- ・現職の教員2名を一保職員として配属。土日除く午前中2時間学習指導実施。月1～2回程度スポーツ等の所外活動（群馬県）
- ・学習の遅れが目立つ。学習指導は、平日午前中2時間、一保職員のほかに、小学校長OBに委嘱しているが、将来的には不安。また余暇指導のボランティアの希望もあるが、入所時の態度言動に驚き、辞退することが多い。（埼玉県）
- ・平日午前中を学習時間としているが、希望児は自由時間・夜間等にも対応、指導している（千葉県）
- ・2名の教諭（学校に籍を置いて、研修生扱い）、学習時間は3時間。マンツーマン対応（徳島県）
- ・能力に応じた指導計画を立て、午前中2時間（ドリル等）、午後2時間（スポーツ等）実施（佐賀県）
- ・学習指導員（嘱託職員）として、教職経験者を採用し、指導にあっている。入所児童の個人ごとの週単位カリキュラムの作成有り（熊本県）
- ・学習指導員（教職OB）を中心に、平日の午前中、学習指導を行っている（鹿児島県）
- ・教員2名と嘱託2名が交代で、小中学生に午前2時間に加えて、中学生以上に午後1時間、中学校3年生以上には、更に1時間追加して、学習指導を行っている（仙台市）

- ・教員2名が、児童指導員として配置されており、午前中学習指導を行っている（千葉市）
- ・学習担当講師（教員免許保持者）を採用し、学習指導（横浜市）
- ・別に学習専用室を設置。そこで元教員退職者に学習専門指導員として授業（月～木の午前中）を行ってもらっている（川崎市）
- ・日課の中で午前午後それぞれ1.5～2時間の学習時間を確保。小学校は教員OB、中学校は児童指導員が指導にあたっている（神戸市）
- ・月～金で毎日1時間、学習時間を設定している。学力にあわせた教材を用意し、英語・数学・国語を中心に個別指導。（広島市）
- ・月～土の午前中が学習時間。小学生は国・算、中学生は国・数・英を中心に行っている。入所時にテストを実施、その児童のレベルにあわせた指導を行っている。中学校教諭が1名配置。その教諭を中心にプログラムを作成している（福岡市）
- ・教員免許保持者を配置。出身校との連携を保ち、教材や試験問題を届けてもらう。一時保護中は出席扱いとするように出身校に依頼する。（広島県）

など

- 一時保護期間の長期化の原因をどのように分析していますか。またそのための対策を講じていますか

○ 理 由

- ・家庭環境等が複雑化していることが原因ではないか（北海道、福井県）
- ・虐待や非行ケースで長期化。理由は家族調整が難しく処遇方針が決まらない、施設の受け入れ先が決まらない（奈良県）
- ・処遇についての保護者及び関係機関との調整に時間がかかる（和歌山県、岡山県）
- ・情緒障害等複雑な問題を抱えているケースについて、処遇決定されるまでの間、関係機関との調整に時間を要す（鳥取県）
- ・保護者の施設入所の同意を得るまでに日数を要した被虐待児に係るものが多い。また、28条の為の長期化（富山県）
- ・虐待ケースについては、保護者との調整が難しく、結果として児童の処遇決定に時間がかかっている（埼玉県、石川県、福井県）
- ・複雑な家族関係による家庭調整の困難さ（虐待の場合、入所同意を取るまで時間がかかる）（長野県）

- ・家庭引き取りのための調整や施設の満床状態のため（岐阜県）
- ・施設に空きがない（福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、兵庫県、広島県、高知県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、大阪市、広島市、北九州市、福岡市）
- ・不法滞在による保護者の抑留で一時保護になるケースで保護者の措置決定に時間を要する（東京都）
- ・帰宅や受け入れ先確保困難等、処遇決定に時間を要する事例が増加している（京都府）
- ・施設入所あるいは家庭引き取りについて、保護者の同意を得にくくなっている（愛媛県）
- ・担当者が多くのケースを同時進行させなければならず、時間的に余裕がない（宮崎県）
- ・複雑な背景を抱えて入所した児童に対する行動観察に時間を要する（鹿児島県）
- ・被虐待児が多くそのケアに時間を要すること、及び家族再構築のための調整にも日時を要するため（沖縄県）
- ・中卒児童の就職先がない（札幌市）
- ・保護された児童が家庭復帰を希望しない、保護者が引き取りを拒否するなど、家族の問題の複雑化・深刻化により、関係機関等との調整に時間を要するケースが増えている（仙台市）
- ・処遇方針（案）の作成に時間がかかる（千葉市）

○ 対 策

- ・28条申し立てのケース。この場合家裁に決定の迅速化を要請（山口県）
- ・保護者調整が難しい場合、28条申し立ての迅速化を図ることを考えているが、家裁からはどれだけ調整努力したかについて、示すよう求められ対応が難しい（富山県）
- ・他県の施設へ措置依頼。里親開拓のためのキャンペーン実施（山梨県）
- ・里親の活用や施設児童の退所促進に努めている（岐阜県）
- ・ケースの進行管理の徹底を図るようにしている（東京都）
- ・積極的に自立支援に向けての処遇展開を進めている（神奈川県）
- ・一時保護の観察、判定、社会調査等極力早めるように、各部門で努力している（秋田県）
- ・担当児童福祉司に、処遇までのタイムスケジュールのビジョンを持たせるよう指導（群馬県）

- ・ケースワーカーとの密接な連携をとることで、早期の措置を促す（さいたま市）
- ・家庭復帰に向けてのケースワークの強化（千葉市）
- ・所内の相談・スーパーバイス体制の強化（担当所長補佐の配置）（千葉市）
- ・施設・里親の定員増を求めるとともに、家族再統合を進める（横浜市）
など

⑱ 児童相談所の改善のために必要と思われる措置・要望について

(注：下記の回答は、調査時点における回答であり、児童福祉法の改正などにより、すでに対応済となっているものも含まれる)

● ソフト面の要望

- ・心理診断治療担当の配置（発達障害児に対する関心の高まりから）（北海道）
- ・一時保護所職員の増員し、24時間体制の指導が必要（青森県）
- ・ソーシャルワークの視点から、技術的なノウハウと、より専門的な支援体制を整備することが必要であり、児童福祉司及び心理判定員の増員を要求中（岩手県）、
- ・警察官の配置（奈良県）
- ・児童福祉司の配置基準の改善（新潟県、奈良県、和歌山県、名古屋市）
- ・所長の行政等に対する調査権の法律上の明確化（奈良県）
- ・市町村への指導依頼の制度化（奈良県）
- ・実践福祉型心理職員の養成。心理職員の適性増員と配置。（和歌山県）
- ・精神的な問題を抱える虐待親に対応するため、精神科医師1名（鳥取県）
- ・乳幼児の一時保護に対応するため保育士（鳥取県）
- ・児童福祉司の勤務形態について、特例勤務（勤務時間をずらす）の導入（鳥取県）
- ・児相の専門性確保のため国は児相職員の資格や配置条件を厳しく指導すべき。たとえば文科省の教員の資格のように（島根県）
- ・機能強化のため、相談、判定、措置、一保等の職員の充実（岡山県）
- ・児童福祉司の研修を家裁の調査官並にすること（岡山県）
- ・一般行政職からの任用でなく、専門職制度として充実するよう指導すること（岡山県）
- ・教員を派遣して、一保の教育権を保障すること（岡山県）
- ・児童福祉司は福祉専門職を中心に置いた上で、教員や保育士、心理判定員の配置が考えられる（山口県）
- ・所長会で要望している5万人に1人の配置に近づくことが望まれる（山口県）
- ・保健師の配置を義務化（富山県）
- ・一時保護所に教職員の配置（富山県）

- ・ケア協力病院の設置（富山県）
- ・24時間体制をとるためには、児童福祉司の増員。非常勤では十分な対応を取ることが困難（石川県）
- ・一定の条件を満たせば、警察官が立ち入り出来るよう法律改正を望む（石川県）
- ・介入機関とケア機関は別のものとすべき（石川県）
- ・費用徴収については、応分負担が原則となっているが、28条ケースや保護者を説得して措置となったケースなどは、費用徴収を拒否し結果として滞納になってしまいます。この点についても何らかの対策をお願いしたい（石川県）
- ・保健師（保護者の精神保健的対応と乳幼児相談）（福井県）
- ・教諭（各学校における児童問題への対応と学校教諭との連携）（福井県）
- ・弁護士（虐待相談や非行相談への法的解釈等の相談）（福井県）
- ・児童精神科医（保護者、児童へのケアに必要）（山梨県）
- ・一保へ教員（山梨県）
- ・児童精神科医（発達障害系児の増加、精神障害系の保護者増加への対応）（長野県）
- ・保護者に対するカウンセラー（民間で求めがたい現状だと、今後必要になる）（長野県）
- ・心理職員の増（たとえば、児童福祉司3人に対して心理2人という基準などにしたらどうか）
- ・C級児相への保健師配置（虐待者が精神障害者のケースが多い）。地方交付税において、児童福祉司以外の職員についても配置基準を明確にして欲しい（岐阜県）
- ・児童福祉司（交付税人員を下回らないような法整備。時間外対応を生み出さない人員の確保。法改正により、専門性の向上と市町村の指導等で、これまで以上に多忙になることが見込まれる）（静岡県）
- ・心理判定員（家族再統合及び発達障害ケースのケア活動の増加）（静岡県）
- ・医師3人（子どもと親の診療及び相談、福祉保健教育面も視野に入れた包括的支援、地域からの治療要請に対応、児相や県立施設への支援）。保健師2人（診断に基づき支援へつなぐコーディネイター、親支援のためのグループケア活動）。教員1人（特別支援教育コーディネイター）（静岡県）
- ・現行の職員体制を踏まえた上で、さらに必要な職種及び人員並びにその理由 ①児童福祉司、児童精神科医、心理職員 理由：児童虐待、少年

非行、性格行動等児童問題に適切に対応していくため②弁護士の配置
理由：虐待や非行ケースで法的対応が必要なものが増加しているため
③一時保護所職員（生活指導、保健師、看護師、心理職員、学習指導）
理由：小集団処遇と学習面及び精神・心理面のケアができるようにする
ため（東京都）

- ・児童福祉司の増員は当然。被虐待児や虐待をする親の心理的ケアが充分出来ていないので、心理判定員の増員も必要。（神奈川県、三重県）
- ・家族再統合のために、児童相談員、児童精神科医の増員が必要（神奈川県）
- ・一保の職員の充実（看護師の配置、教員）（神奈川県）
- ・保健師（虐待の早期発見、育児支援の立場で母親等と関わる）（新潟県）
- ・28条では家裁は措置に関する審判をする場合、保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県に勧告できるとされているが、保護者に対して指導措置に従うべき旨を規定していただきたい（新潟県）
- ・心理判定員の配置基準化（心理的ケアの必要な児童が増加）（名古屋市）
- ・スーパーバイザーの配置基準化（きめ細かなケース指導に対応するため）
- ・里親について、活用できる里親が少ない、養子希望の里親が多い、現在の住環境では里親になるのは大変（名古屋市）
- ・施設が満床状態。岐阜、福井などへ県外委託を行っている（名古屋市）
- ・保健師・心理職員（迅速性・専門性の確保）
- ・児童福祉司（虐待通告への迅速、適正な対応の充実。家族再統合）（滋賀県）
- ・相談調査課として・・・警察官またはそのOB（乱暴な親と関わる場合、資格よりも現実的な対応が出来る者が必要）（兵庫県）
- ・発達障害者支援法については、児相の業務量が増加し職員体制を検討しなければならないのであれば、障害福祉課と十分に協議して欲しい。教員（一保の学習保障のため）（兵庫県）
- ・心理判定員も基準を明確化して、増員出来るようにして欲しい。職員の研修体制強化（経験の浅い職員が多い）。一保は、保護が必要なあらゆる理由のこどもが入所するので、職員配置を考えて欲しい（愛知県）
- ・児童福祉司2名、判定員1名増員（相談機能の発揮できる体制として）（秋田県）
- ・24時間365日体制移行による、非常勤ではない正職員の増員（現宿直体制の緩和。非常勤では戦力的にあまりにも弱い）（秋田県）
- ・一保の職員の増員（緊急事態に対応の出来る夜勤体制にするため）（秋田県）

- ・教員・保健師の配置（多様な人材を配置し、期待に応えられる児相を目指したい）（山形県）
- ・常に事務室にいて、電話や来所者に対応する職員（児童福祉司3名に1人心理判定員5名に1人程度）（福島県）
- ・一保に、児童の健康管理・健康教育と服薬管理（医師との調整が可能な程度に）の職員、教育担当職員（福島県）
- ・児童福祉司について、その職務がソーシャルワークであることを再確認した上で、地域を「総括的に担当する」という本来の業務展開が可能な体制を確保し、必要な権限を付与する必要がある。そのためには、人口1万人に1人という水準を設定したい（福島県）
- ・児童福祉司、心理判定員、児童指導員（増大する業務量に対応するため）。受付相談員（インテーク機能、相談体制の充実を図るため）（茨城県）
- ・児童精神科医、弁護士（複数いれば、機動的に対応しやすい）（栃木県）
- ・教員・警察官（非行、ひきこもりに専門対応）（群馬県）
- ・児童福祉司の大幅な増員（10名）。心理判定員（親子再統合の働きかけを充実するため）。児童精神科医の常勤化（埼玉県）
- ・保健師（児童、親への保健面でのケア）。一保の心理判定員の常勤化（入所時の心理的ケア）。一保の教員（千葉県）
- ・医師及び弁護士（相談内容の複雑多様化、保護者対応のため）。一保の教員の定数化（保護児童の学習権保障）（香川県）
- ・精神科医や親のカウンセリングを担当するカウンセラー（精神障害等を要因とする相談の増加や、虐待に限らず施設措置児童の家庭復帰をスムーズにするため）（愛媛県）
- ・将来的に家庭復帰が困難なケースも多く、里親制度の充実が急務（愛媛県）
- ・児童福祉司、心理職員、児童指導員等が不足しているが、増員もままならない。配置基準を改めて欲しい（愛媛県）
- ・児童福祉司（後方支援）、心理判定員（家族再統合等）、弁護士（保護者への助言指導等）（福岡県）
- ・心理判定員（業務量に対して人が不足）（佐賀県）
- ・警察職員1人（暴力的な保護者や、人格上問題を有する保護者等への対応）（熊本県）
- ・ケースワーカーの増員。一保職員の増員（夜間休日対応）。心理判定員の増員（障害ケース等に加え、虐待児童のケアなどが増加）（大分県）
- ・関係機関との連携・強化のため、警察や教育庁からの職員の派遣も検討する必要があると思われる（鹿児島）

- ・保健師・児童福祉司の虐待対策班への増員。子ども・親への心理的ケアのための心理判定員の増員。一保の体制強化のための、夜間対応職員の増員（沖縄県）
- ・一時保護所の職員体制の充実（札幌市）
- ・治療プログラムの開発研究（仙台市）
- ・児童福祉司の資格要件を緩和しないでいただきたい。児童福祉司の配置基準を人口5万人あたりとして欲しい。法的に心理判定員の最低基準（配置基準）を決めていただきたい（今後、虐待親の心理治療をするのであれば、児童福祉司との比率は、児童福祉司2：1以上が必要である）（さいたま市）
- ・心理判定員の配置基準の明確化（人口10万人に対し1人）。児童精神科医の配置（児童の精神的問題や発達障害に対応）（千葉市）
- ・スーパーバイザーの増加。児童福祉司の配置の増加。家庭復帰支援専門の児童福祉司の配置。虐待対応チームの増員（横浜市）
- ・児童福祉司の増員（生保、保健師と比して少ないので）（川崎市）
- ・一保の機能について、非行系児童と養護性の児童との混合処遇は大きな課題。それぞれ別の方法で対応すべき（川崎市）
- ・児童福祉司の増員、心理判定員の増員及び配置基準の設定（神戸市）
- ・虐待ケース対応で関係機関に情報提供を依頼するが、個人情報保護の立場から拒否された場合の強制力について、法的位置づけを検討願いたい（神戸市）
- ・児童指導員、保育士2名（個別対応を必要とする児童の増加に対応）。看護師又は保健師1名（疾病による看護等に関係するものが増加）。療育手帳の判定業務のみを行う職員1名を増員したい（広島市）
- ・児童精神科医（常勤）（発達障害等の処遇困難ケースに適宜・的確に対応するため）（北九州市）
- ・臨床経験豊富な専門性の高いS Vが求められる。（職員数ではなく、質の向上が課題）（北九州市）
- ・児童福祉司の専門性確保は最も重要な課題。国としても、抜本的な強化策を打ち出していただきたい（福岡市）
- ・児童福祉施設職員の量・質共に、被虐待児のケアには十分対応できているとは言い難い。引き続き充実策を強化していただきたい（福岡市）
- ・児相と学校との連携を密にするため、教委との人事交流を図る。日中夜間を問わず十分な人員の張り付け（広島県）

など

● その他の要望

- ・一時保護所は混合処遇のためトラブルが多い。分離処遇するための施設整備と人員増が必要（青森県）
- ・児童相談に対して、市町村によりかなりの温度差があり、不安。子どもの相談は児相に任せておいたらいいという意識を改めることが必要であり、そのための枠組みの明確化や法整備、予算措置が必要（奈良県）
- ・心理ケアが必要な子どもや、発達障害児への対応等、処遇困難な事例が増加していることから、新たな枠組みが必要。専門里親の確保も難しい（奈良県）
- ・児童虐待ネットワーク会議の義務化。（設置市町村5市町村）（和歌山県）
- ・児相新規職員に対して、国は統一的に2ヶ月程度の研修を実施すべき。家裁の調査官のように（島根県）
- ・全国の児相に一保設置を義務づける（島根県）
- ・毎年全国児相所長会が要請している「児童相談所の体制の充実等に関して」の各事項が実現すること（山口県）
- ・虐待に関わる親子分離と再統合の混在は展開が困難であり、親子分離については家裁が適当と考える（長野県）
- ・福祉事務所に児童相談担当の社会福祉主事が配置されるよう地方交付税に算定されたい（岐阜県）
- ・①子どもの虹情報センターにおける研修と同等の研修が各地で受けられるよう、全国児童相談所長会議のブロック毎に拠点を定めて巡回し、1年で全国をカバーする「出前研修制度」を設ける。②各中央児童相談所長が行う自主研修に対して、講師斡旋、経費の助成などを行う事業を設ける ③児童相談所と民間児童福祉施設との職員の相互派遣交流が積極的に行えるよう、全国共通の基準を定める。④一時保護委託にかかる経費について、措置費（一般生活費）と同額を払えるようにする。⑤施設設備に余裕がある児童養護施設の場合には、一時保護受託による定員超過を都道府県の裁量で認める（年度当初に一時保護枠の設定を行うことを含む。）この場合、暫定定員が設定されているときは、その見直しを行う。⑥TV電話を含む児童支援情報システム構築を全国レベルにおいて推進する。とりあえず研究会を設置して、早急に議論を開始する。⑦児童相談所事務の情報システムに助成を行う。⑧児童相談所、一時保護所、児童福祉施設等を結ぶ通信回線の確保に助成を行う。なお、児童福祉施設等にパソコン等情報機器設置の助成を行う。（東京都）

- ・保護した児童の人権を守るためには、児童相談所の機能強化と併せて、児童養護施設の最低基準の改訂を行い、被虐待児の対応が出来る体制を作ることが必要（神奈川県）
- ・市町村の受け皿は組織体制、マンパワーいずれも充分とは言い難いので、市町村の体制整備にあたっては人的裏付けとなる財政支援をお願いしたい（新潟県）
- ・ワーカー1人あたりの業務量（ケース扱い数）に基準があるとよい（名古屋市）
- ・里親手当の増額を図りたい（京都市）
- ・市町村の機能強化を図ること（三重県）
- ・市町村にも相談を受ける職員配置基準を明確にして欲しい（愛知県）
- ・一時保護委託費を措置費と同様に扱って欲しい（委託費が少ないという理由で受入を拒否される）（愛知県）
- ・市町村の体制強化（市に児童福祉に関する専門職を配置）
- ・児相が児童福祉の専門機関で有り続けるためには、地域に対する「発言力」と「発言する責任」とを強化する必要がある。そのためには、児相に管轄地域の児童福祉の推進に関する政策立案と執行の権限と責任を持たせる（予算や人事に関する権限も拡充する）こと。これによって実現したいのは児相が「予防」に踏み込む事である。専門機関である児相は、「深刻な課題を抱えてしまった児童や家族」に対する支援能力を確保していかなければならないが、同時にそのような児童や家族を作らせないための地域支援能力も備えていなければならない、と考える（福島県）
- ・設備の老朽化と狭さの解決（群馬県）
- ・一保の再整備（個室化、保護児童の無外対策、一時保護所の分散）（群馬県）
- ・一保の体制整備が急務（被虐待児・非行児童の増加）（埼玉県）
- ・一保の最低基準を作る必要（特に非行）（埼玉県）
- ・市町村に温度差があるため、交付税措置による市町村職員（相談対応）の増員をお願いしたい（埼玉県）
- ・一保の研修、特に非行と虐待に特化した保育士の研修を、武蔵野学院か虹センターでやって欲しい（埼玉県）
- ・1ヶ月程度の期間設定で研修できるよう制度を作って欲しい（徳島県）
- ・一保の最低基準の設定（居室の個別化等）（香川県）
- ・三位一体で虐待関連補助金が交付税化されると、県の財政状況により児童福祉施策が後退するおそれ有り（香川県）
- ・虐待対策については、現行制度では限界に達していると思われるので、

- 諸外国の事例も参考にして対策・体制を確立願いたい（愛媛県）
- ・市町村が相談窓口になるが、国において共通したマニュアル・アセスメントを作成し、相談処遇職員が利用できるように希望する（高知県）
 - ・市町村が児童相談体制を受けることとなったことに伴う、市町村への財政措置（福岡県）
 - ・虐待対応職員については、給与面においても、特別手当等による改善が必要（沖縄県）
 - ・乳児の一時保護、一時保護所では対応できない児童の対応策の検討（札幌市）
 - ・一保の施設設備の標準を具体的に示して欲しい（仙台市）
 - ・24時間、365日体制は有効なものができるのか。（さいたま市）
 - ・措置権の委譲。具体的には、児相の事務を将来非行・虐待を中心にしていく際に、障害関係に係る児相長の権限を各自治体の判断で委託することについて、検討願いたい（神戸市）
 - ・施設への一時保護委託に対する単価の増額、教育にかかる経費の負担（神戸市）
 - ・混在処遇には支障が出ており、個別の処遇ができる体制が必要（広島市）
 - ・児相をこのままの形で残すのか、あるいはこどもの権利擁護のための機関を独立していく方向も考えられると思われる。その場合、その機関は司法関係の基での機関が適当と考える（広島市）
 - ・心理判定員の配置基準を求めたい（北九州市）
 - ・24時間体制を推進するには、それに見合った人件費を補助していただきたい（北九州市）
 - ・立ち入り調査や緊急保護等の権限を強化すると共に、それを行使した職員の免責を明確に法文化していただきたい（権限と責任のアンバランスがあると思う）（北九州市）

など